

半期報告書

(第11期中) 自 平成18年7月1日
至 平成18年12月31日

株式会社システム・テクノロジー・アイ

東京都中央区築地一丁目13番14号

(941607)

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 事業の内容	1
3. 関係会社の状況	2
4. 従業員の状況	2
第2 事業の状況	3
1. 業績等の概要	3
2. 生産、受注及び販売の状況	4
3. 対処すべき課題	4
4. 経営上の重要な契約等	4
5. 研究開発活動	4
第3 設備の状況	5
1. 主要な設備の状況	5
2. 設備の新設、除却等の計画	5
第4 提出会社の状況	6
1. 株式等の状況	6
(1) 株式の総数等	6
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	12
(5) 大株主の状況	12
(6) 議決権の状況	12
2. 株価の推移	13
3. 役員の状況	13
第5 経理の状況	14
1. 中間連結財務諸表等	15
(1) 中間連結財務諸表	15
(2) その他	15
2. 中間財務諸表等	16
(1) 中間財務諸表	16
(2) その他	36
第6 提出会社の参考情報	37
第二部 提出会社の保証会社等の情報	38

[中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年3月16日
【中間会計期間】	第11期中（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）
【会社名】	株式会社システム・テクノロジー・アイ
【英訳名】	System Technology-i Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松岡 秀紀
【本店の所在の場所】	東京都中央区築地一丁目13番14号
【電話番号】	03—5148—0400（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 内山 富士子
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区築地一丁目13番14号
【電話番号】	03—5148—0400（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 内山 富士子
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第9期中	第10期中	第11期中	第9期	第10期
会計期間	自 平成16年 7月1日 至 平成16年 12月31日	自 平成17年 7月1日 至 平成17年 12月31日	自 平成18年 7月1日 至 平成18年 12月31日	自 平成16年 7月1日 至 平成17年 6月30日	自 平成17年 7月1日 至 平成18年 6月30日
売上高 (千円)	366,670	331,993	381,492	770,657	696,453
経常損失 (千円)	83,079	30,121	12,377	12,951	49,819
中間(当期)純損失 (千円)	65,653	28,950	12,586	81,526	55,595
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	339,112	346,182	346,872	339,112	346,872
発行済株式総数 (株)	6,764	6,836	6,843	6,764	6,843
純資産額 (千円)	675,749	645,066	607,214	659,876	619,801
総資産額 (千円)	821,671	757,134	731,275	811,369	767,551
1株当たり純資産額 (円)	99,903.88	94,363.10	88,735.17	97,557.18	90,574.55
1株当たり中間(当期) 純損失 (円)	9,709.36	4,255.35	1,839.37	12,054.91	8,149.39
潜在株式調整後1株当 たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	82.2	85.2	83.0	81.3	80.8
営業活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	6,809	13,336	△34,857	48,962	21,560
投資活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△35,091	3,785	△49,805	△84,310	△10,830
財務活動によるキャッシ ュ・フロー (千円)	△16,193	14,098	△18	△18,267	15,458
現金及び現金同等物の中 間期末(期末)残高 (千円)	360,260	382,387	292,679	351,140	377,350
従業員数 (外、平均臨時雇用者 数) (名)	29 (10)	31 (5)	32 (5)	26 (8)	25 (9)

(注) 1 当社は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、新株予約権の残高がありますが、1株当たり中間(当期)純損失のため記載しておりません。

5 株価収益率については、中間(当期)純損失のため記載しておりません。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成18年12月31日現在

従業員数（名）	32(5)
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員であります。

従業員数欄の（ ）内は外数であり、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業の設備投資が好調に推移し、雇用情勢も拡大しており景気回復が緩やかに続いている状況となっております。このような状況の中で、当中間会計期間の業績は、売上高381,492千円（前年同期比14.9%増）、営業損失10,132千円（前年同期29,416千円の損失）、経常損失12,377千円（前年同期30,121千円の損失）、中間純損失12,586千円（前年同期28,950千円の損失）となりました。事業別売上高では、企業の景気回復傾向により研修の需要が大幅に増加しLearning事業売上高は、136,001千円（前年同期比44.6%増）となりました。iLearning事業売上高につきましては、当社の主力製品であるiStudy Enterprise Server 関連売上高が前年同期比23.7%増となったものの、iStudy コンテンツ関連については、新規コンテンツ提供を控えていたこともあり売上高は前年同期比10.5%減となり、iLearning売上高は、245,490千円（前年同期比3.2%増）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、292,679千円（前期末377,350千円）となり、前期末に比べ84,671千円減少いたしました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローとそれらの要因は次のとおりです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により支出した資金は、34,857千円（前年同期13,336千円の収入）となりました。これは税引前中間純損失が12,617千円となり、減価償却費が17,361千円あったものの、売上債権の増加9,137千円、仕入債務の減少による支出21,684千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により支出した資金は、49,805千円（前年同期3,785千円の収入）となりました。これらは、固定資産の取得による支出18,437千円、英会話トレーニングコンテンツの営業の譲受の取得による支出30,896千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により支出した資金は、18千円（前年同期14,098千円の収入）となりました。これは未払配当金の支払いによる支出であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当中間会計期間における仕入実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業	仕入高（千円）	前年同期比（％）
iLearning事業	73,045	15.0
合計	73,045	15.0

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 iLearning事業においては、製品仕入高、商品仕入高、製品ロイヤリティーの金額を合計しております。

(3) 受注実績

該当事項はありません。

(4) 販売実績

当中間会計期間における販売実績を事業別に示すと、次のとおりであります。

事業	販売高（千円）	前年同期比（％）
iLearning事業	245,490	3.2
Learning事業	136,001	44.6
合計	381,492	14.9

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

4【経営上の重要な契約等】

事業譲受契約

当社は、平成18年11月13日開催の取締役会において株式会社ラーニングウェアのコンピュータソフトウェアの開発及び販売事業を譲受けることを決議し、譲受契約を締結いたしました。

(1) 譲受事業

英会話コンテンツの製造及び販売に関する事業

(2) 譲受価額

5,000万円

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備計画の変更

当中間会計期間において、前事業年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

(2) 重要な設備計画の完了

前事業年度末に計画していた設備計画のうち、当中間会計期間に完了したものは、次の通りであります。

事業所名 (所在地)	事業	設備の内容	投資額 (千円)	完了年月
本社 (東京都中央区)	iLearning事業、 Learning事業	コンピュータ・サー バー等	15,213	平成18年7月～12月
本社 (東京都中央区)	Learning事業	教室増設	3,694	平成18年12月

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 重要な設備の新設等の新規計画

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設等の計画はありません。

(4) 重要な設備の除却等の新規計画

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	25,416
計	25,416

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成18年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成19年3月16日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	6,843	6,843	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	6,843	6,843	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、平成19年3月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

① 第1回新株予約権（平成14年8月22日 臨時株主総会）

	中間会計期間末現在 (平成18年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成19年2月28日)
新株予約権の数	183個	183個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	183株	183株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 200,000円	1株当たり 200,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年9月1日 至 平成21年8月31日	自 平成16年9月1日 至 平成21年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円	発行価格 200,000円 資本組入額 100,000円
新株予約権の行使の条件	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの新株予約権の行使時の払込金額（以下「払込金額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額（以下「1株当たり払込金額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初200,000円（以下「当初払込金額」という。）としております。ただし、いかなる場合においても、払込金額は当初払込金額を上回らないこととなっております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げることとしております。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

3 付与された新株予約権424個のうち、中間会計期間末現在、退職による失効187個、権利行使54個、計241個が減少しております。

② 第2回新株予約権（平成15年9月18日 定時株主総会）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数	706個	706個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	706株	706株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 190,000円	1株当たり 190,000円
新株予約権の行使期間	自 平成16年1月1日 至 平成22年9月17日	自 平成16年1月1日 至 平成22年9月17日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 190,000円 資本組入額 95,000円	発行価格 190,000円 資本組入額 95,000円
新株予約権の行使の条件	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの新株予約権の行使時の払込金額（以下「払込金額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額（以下「1株当たり払込金額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初190,000円（以下「当初払込金額」という。）としております。ただし、いかなる場合においても、払込金額は当初払込金額を上回らないこととなっております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げることとしております。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

3 付与された新株予約権850個のうち、中間会計期間末現在、退職による失効116個、権利行使28個、計144個が減少しております。

4 行使期間については、株主総会において「平成15年9月18日から平成22年9月17日まで」と決議をしましたが、取締役会決議（平成15年11月27日開催）を経た上で、実際の新株予約権の割り当てを平成15年12月5日に実施し、行使期間を「平成16年1月1日から平成22年9月17日まで」といたしました。

③ 第3回新株予約権（平成16年9月22日 定時株主総会）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数	107個	107個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	107株	107株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 277,750円	1株当たり 277,750円
新株予約権の行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成23年9月30日	自 平成18年10月1日 至 平成23年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 277,750円 資本組入額 138,875円	発行価格 277,750円 資本組入額 138,875円
新株予約権の行使の条件	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの新株予約権の行使時の払込金額（以下「払込金額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額（以下「1株当たり払込金額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初277,750円（以下「当初払込金額」という。）としております。ただし、いかなる場合においても、払込金額は当初払込金額を上回らないこととなっております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げることとしております。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

3 付与された新株予約権150個のうち、中間会計期間末現在43個が、従業員の退職により減少しております。

④ 第4回新株予約権（平成17年9月22日 定時株主総会）

	中間会計期間末現在 （平成18年12月31日）	提出日の前月末現在 （平成19年2月28日）
新株予約権の数	51個	51個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	51株	51株
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 381,250円	1株当たり 381,250円
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月18日 至 平成24年9月30日	自 平成19年10月18日 至 平成24年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 381,250円 資本組入額 190,625円	発行価格 381,250円 資本組入額 190,625円
新株予約権の行使の条件	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。	(1) 権利行使時においても当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、当社または当社の関係会社の取締役もしくは監査役が任期満了により退任した場合もしくは従業員が定年により退職した場合には、この限りではない。 (2) 権利行使時においても当社と講師業務に関する請負契約が存続していることを要する。 (3) 上記のほかの細目については当社と付与対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」の定めるところとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。	新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分ができないものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1 本新株予約権1個当たりの新株予約権の行使時の払込金額（以下「払込金額」という。）は、当該時点における目的株式数1株当たりの払込金額（以下「1株当たり払込金額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初381,250円（以下「当初払込金額」という。）としております。ただし、いかなる場合においても、払込金額は当初払込金額を上回らないこととなっております。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、当社は次の算式により1株当たり払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げることとしております。

$$\text{調整後1株当たり払込金額} = \text{調整前1株当たり払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

3 付与された新株予約権62個のうち、中間会計期間末現在11個が、従業員の退職により減少しております。

4 行使期間については、株主総会において「平成19年10月1日から平成24年9月30日まで」と決議をしましたが、取締役会決議（平成17年10月14日開催）を経た上で、実際の新株予約権の割り当てを平成17年10月14日に実施し、行使期間を「平成19年10月18日から平成24年9月30日まで」といたしました。

(3) 【ライツプランの内容】

該当すべき記載事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成18年7月1日 ～平成18年12月31日	—	6,843	—	346,872	—	296,109

(5) 【大株主の状況】

平成18年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
松岡 秀紀	江東区豊洲	1,462	21.36
SEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株)	新宿区舟町5	688	10.05
松岡 優子	江東区豊洲	450	6.58
株式会社ブイ・シー・エヌ	渋谷区恵比寿西1丁目8-1	300	4.38
山本 真理	中央区湊	250	3.65
有賀 学	目黒区中町	170	2.48
竹田 和平	名古屋市天白区	114	1.67
廣田 大介	川崎市多摩区	100	1.46
株式会社ソピア	長野県稲里町中氷鉦394番地1	100	1.46
日本証券金融(株)	中央区日本橋茅場町1丁目2-10	94	1.37
計	—	3,728	54.48

(注) 前事業年度末、主要株主でなかったSEホールディングス・アンド・インキュベーションズ(株)は、当中間期末で主要株主となりました。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成18年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,843	6,843	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
端株	—	—	—
発行済株式総数	6,843	—	—
総株主の議決権	—	6,843	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

②【自己株式等】

平成18年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成18年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	255,000	226,000	231,000	227,000	212,000	261,000
最低(円)	185,000	192,000	180,000	181,000	181,000	187,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(マザーズ)におけるものであります。

3【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）及び当中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の中間財務諸表について、新日本監査法人により中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表等】

- (1) 【中間連結財務諸表】
該当事項はありません。

- (2) 【その他】
該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		479,690		390,005		474,658	
2 売掛金		102,203		118,797		109,660	
3 有価証券		10,013		10,026		10,015	
4 たな卸資産		15,591		28,302		25,195	
5 その他		14,761		14,833		20,795	
貸倒引当金		△595		△884		△664	
流動資産合計		621,665	82.1	561,080	76.7	639,660	83.3
II 固定資産	※1						
1 有形固定資産							
(1) 建物		15,333		19,432		18,135	
(2) 工具器具備品		37,279		41,252		42,277	
有形固定資産合計		52,613		60,685		60,413	
2 無形固定資産							
(1) のれん		—		40,706		—	
(2) その他		30,244		25,859		24,468	
無形固定資産合計		30,244		66,566		24,468	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		10,680		1,000		1,000	
(2) 敷金保証金		40,291		40,291		40,291	
(3) その他		1,639		1,651		1,718	
投資その他の資産合計		52,610		42,943		43,010	
固定資産合計		135,468	17.9	170,194	23.3	127,891	16.7
資産合計		757,134	100.0	731,275	100.0	767,551	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 買掛金		38,856		30,422		52,106	
2 未払法人税等		3,313		1,413		1,172	
3 ポイント引当金		1,883		1,341		1,528	
4 前受金		35,069		40,560		41,703	
5 その他	※2	31,473		49,320		50,046	
流動負債合計		110,596	14.6	123,058	16.8	146,557	19.1
II 固定負債							
1 繰延税金負債		1,472		1,002		1,192	
固定負債合計		1,472	0.2	1,002	0.2	1,192	0.1
負債合計		112,068	14.8	124,060	17.0	147,750	19.2
(資本の部)							
I 資本金		346,182	45.7	—	—	—	—
II 資本剰余金							
1 資本準備金		295,419		—		—	
資本剰余金合計		295,419	39.0	—	—	—	—
III 利益剰余金							
1 利益準備金		100		—		—	
2 任意積立金		2,572		—		—	
3 中間(当期)未処分利益		791		—		—	
利益剰余金合計		3,464	0.5	—	—	—	—
資本合計		645,066	85.2	—	—	—	—
負債資本合計		757,134	100.0	—	—	—	—

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成17年12月31日)		当中間会計期間末 (平成18年12月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年6月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		—	—	346,872	47.4	346,872	45.2
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		—	—	296,109	—	296,109	—
資本剰余金合計		—	—	296,109	40.5	296,109	38.6
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		—	—	100	—	100	—
(2) その他利益剰余金							
特別償却準備金		—	—	1,472	—	1,752	—
繰越利益剰余金		—	—	△37,339	—	△25,032	—
利益剰余金合計		—	—	△35,767	△4.9	△23,180	△3.0
株主資本合計		—	—	607,214	83.0	619,801	80.8
純資産合計		—	—	607,214	83.0	619,801	80.8
負債純資産合計		—	—	731,275	100.0	767,551	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)		当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)				
		金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)	金額 (千円)	百分比 (%)			
I 売上高			331,993	100.0		381,492	100.0		696,453	100.0
II 売上原価			195,615	58.9		230,918	60.5		409,309	58.8
売上総利益			136,377	41.1		150,574	39.5		287,143	41.2
III 販売費及び一般管理 費			165,793	49.9		160,706	42.1		334,367	48.0
営業損失			29,416	△8.8		10,132	△2.6		47,223	△6.8
IV 営業外収益	※1		4,478	1.3		2,046	0.5		6,366	0.9
V 営業外費用	※2		5,183	1.6		4,291	1.1		8,961	1.3
経常損失			30,121	△9.1		12,377	△3.2		49,819	△7.2
VI 特別利益	※3		1,042	0.3		331	0.1		1,554	0.2
VII 特別損失	※4		—	—		572	0.2		9,480	1.4
税引前中間（当 期）純損失			29,079	△8.8		12,617	△3.3		57,744	△8.4
法人税、住民税及 び事業税		150			159			364		
過年度未払法人税 等取崩額		—			—			△1,955		
法人税等調整額		△279	△128	△0.1	△190	△30	0.0	△558	△2,149	△0.3
中間（当期）純損 失			28,950	△8.7		12,586	△3.3		55,595	△8.1
前期繰越利益			29,742			—			—	
中間（当期）未処 分利益			791			—			—	

③【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日）

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	利益剰余金		利益剰余 金合計	
		資本準備 金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金		
平成18年6月30日 残高 (千円)	346,872	296,109	296,109	100	1,752	△25,032	△23,180	619,801
中間会計期間中の変動額								
特別償却準備金取崩額 (注)	—	—	—	—	△279	279	—	—
中間純損失	—	—	—	—	—	12,586	12,586	12,586
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	—	—	—	—	△279	△12,307	△12,586	△12,586
平成18年12月31日 残高 (千円)	346,872	296,109	296,109	100	1,472	△37,339	△35,767	607,214

	純資産合計
平成18年6月30日 残高 (千円)	619,801
中間会計期間中の変動額	
特別償却準備金取崩額 (注)	—
中間純損失	12,586
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	△12,586
平成18年12月31日 残高 (千円)	607,214

(注) 平成18年9月の定時株主総会における利益処分項目であります。

前事業年度（自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計		特別償却準備金	繰越利益剰余金		
平成17年6月30日 残高 (千円)	339,112	288,349	288,349	100	3,950	28,364	32,414	659,876
事業年度中の変動額								
新株の発行	7,760	7,760	7,760	—	—	—	—	15,520
特別償却準備金取崩額 (注)	—	—	—	—	△2,198	2,198	—	—
当期純損失	—	—	—	—	—	55,595	55,595	55,595
事業年度中の変動額合計 (千円)	7,760	7,760	7,760	—	△2,198	△53,397	△55,595	△40,075
平成18年6月30日 残高 (千円)	346,872	296,109	296,109	100	1,752	△25,032	△23,180	619,801

	純資産合計
平成17年6月30日 残高 (千円)	659,876
事業年度中の変動額	
新株の発行	15,520
特別償却準備金取崩額 (注)	—
当期純損失	55,595
事業年度中の変動額合計 (千円)	△40,075
平成18年6月30日 残高 (千円)	619,801

(注) 平成17年9月定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間キャッシュ・フロー計算書】

		前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
1 税引前中間 (当期) 純損失		△29,079	△12,617	△57,744
2 減価償却費		16,215	17,361	33,807
3 投資有価証券売却損		—	—	9,480
4 長期前払費用償却額		363	520	829
5 貸倒引当金の増加・ 減少 (△) 額		△575	220	△506
6 ポイント引当金の減 少 (△) 額		△380	△187	△734
7 受取利息及び受取配 当金		△25	△102	△47
8 為替差損益		△27	△9	△21
9 固定資産処分損		—	572	—
10 売上債権の増加 (△)・減少額		20,179	△9,137	12,722
11 たな卸資産の増加 (△)・減少額		15,298	△3,106	5,695
12 仕入債務の増加・減 少 (△) 額		△12,044	△21,684	1,205
13 預り金の増加・減少 (△) 額		△988	△1,037	64
14 その他		△4,086	△6,679	9,678
小計		4,850	△35,888	14,428
15 利息及び配当金の受 取額		38	85	51
16 法人税等の還付額		8,447	945	7,080
営業活動によるキャ ッシュ・フロー		13,336	△34,857	21,560

		前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー				
1 固定資産の取得による支出		△35,428	△18,437	△49,695
2 営業の譲受による支出		—	△30,896	—
3 有価証券の取得に係る支出		—	—	△1,000
4 有価証券の売却による収入		—	—	1,200
5 定期預金の増加額		△24	△18	△28
6 その他		39,238	△453	38,693
投資活動によるキャッシュ・フロー		3,785	△49,805	△10,830
III 財務活動によるキャッシュ・フロー				
1 株式の発行による収入		14,140	—	15,520
2 配当金の支払額		△41	△18	△61
財務活動によるキャッシュ・フロー		14,098	△18	15,458
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		27	9	21
V 現金及び現金同等物の増加・減少(△)額		31,247	△84,671	26,210
VI 現金及び現金同等物の期首残高		351,140	377,350	351,140
VII 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※	382,387	292,679	377,350

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法 によっております。</p> <p>(2) たな卸資産 製品・商品・原材料・貯蔵品 移動平均法による低価法に よっております。</p> <p>仕掛制作費 個別法による原価法によっ ております。</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 同左</p> <p>(2) たな卸資産 製品・商品・原材料・貯蔵品 同左</p> <p>仕掛制作費 同左</p>	<p>(1) 有価証券 その他有価証券 同左</p> <p>(2) たな卸資産 製品・商品・原材料・貯蔵品 同左</p> <p>仕掛制作費 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以 降取得の建物（建物附属設備 を除く）については、定額法 を採用し、取得価額が10万円 以上20万円未満の少額減価償 却資産については、3年で均 等償却する方法を採用してお ります。 主な耐用年数は以下のとおり であります。 建物附属設備 6年～15年 工具器具備品 4年～15年</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利 用分）については、社内にお ける利用可能期間（5年）に よる定額法によっておしま す。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利 用分）については、社内にお ける利用可能期間（5年）に よる定額法、のれんについて は、5年による定額法によっ ております。</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法によっております。 なお、ソフトウェア（自社利 用分）については、社内にお ける利用可能期間（5年）に よる定額法によっておしま す。</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権の貸倒損失に備える ため、一般債権については貸 倒実績率により、貸倒懸念債 権等特定の債権については個 別に回収可能性を勘案して回 収不能見込額を計上してお ります。</p> <p>(2) ポイント引当金 ウェブサイト店舗の利用実績 に応じて発行したポイントの 使用による販売促進費の支出 等に備えるため、当中間会計 期間末におけるポイント発行 残高に対する将来の行使見込 額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) ポイント引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) ポイント引当金 ウェブサイト店舗の利用実績 に応じて発行したポイントの 使用による販売促進費の支出 等に備えるため、期末におけ るポイント発行残高に対する 将来の行使見込額を計上して おります。</p>
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建債権債務は、中間決算日の 直物等為替相場により円貨に換算 し、換算差額は損益として処理し ております。</p>	<p>同左</p>	<p>外貨建債権債務は、期末日の直物 等為替相場により円貨に換算し、 換算差額は損益として処理してお ります。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
5 中間キャッシュ・フロー 計算書(キャッシュ・フ ロー計算書)における資 金の範囲	手許現金、要求払預金及び取得日 から3ヶ月以内に満期の到来する 流動性の高い、容易に換金可能で あり、かつ、価値の変動について 僅かなリスクしか負わない短期投 資からなっております。	同左	同左
6 その他中間財務諸表(財 務諸表)作成のための基 本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税について は税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	<p>—————</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 (貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。 なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、619,801千円であります。財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
_____	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 中間財務諸表については、当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	_____

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年12月31日)	当中間会計期間末 (平成18年12月31日)	前事業年度末 (平成18年6月30日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 80,138千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 100,859千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 90,900千円
※2 消費税等の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	※2 消費税等の取扱い 同左	※2 _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
※1 営業外収益の主要項目 受取利息 25千円 法人税等還付加算金 229千円 無効ユニット収入 4,150千円 (無効ユニット収入の内容) エンタープライズライセンスで販売したユニットは、お客様の使用期限を使用開始日から1年間としております。使用期限までに使用されなかったユニットの金額を無効ユニット収入として営業外収益に計上しております。 ※2 営業外費用の主要項目 新株発行費 285千円 証券事務手数料 2,885千円 ※3 特別利益の主要項目 ポイント引当金戻入益 467千円 貸倒引当金戻入益 575千円 ※4 _____ 5 減価償却実施額 有形固定資産 9,086千円 無形固定資産 7,129千円 (追加情報) 当中間会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当期において予定している利益処分による特別償却準備金の取崩しを前提として当中間会計期間に係る金額を計算しております。	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 102千円 無効ユニット収入 1,752千円 (無効ユニット収入の内容) 同左 ※2 営業外費用の主要項目 証券事務手数料 2,380千円 ※3 特別利益の主要項目 ポイント引当金戻入益 331千円 ※4 特別損失の主要項目 建物除却損 572千円 5 減価償却実施額 有形固定資産 10,314千円 無形固定資産 7,046千円 (追加情報) _____	※1 営業外収益の主要項目 受取利息 47千円 無効ユニット収入 5,768千円 (無効ユニット収入の内容) 同左 ※2 営業外費用の主要項目 新株発行費 430千円 証券事務手数料 5,556千円 ※3 特別利益の主要項目 ポイント引当金戻入益 1,048千円 貸倒引当金戻入益 506千円 ※4 特別損失の主要項目 投資有価証券売却損 9,480千円 5 減価償却実施額 有形固定資産 20,002千円 無形固定資産 13,805千円 _____

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加株式数 (株)	当中間会計期間減少株式数 (株)	当中間会計期間末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,843	—	—	6,843
合計	6,843	—	—	6,843

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	6,764	79	—	6,843
合計	6,764	79	—	6,843

(注) 当期増加株式数の増加79株は、ストックオプションの権利行使による増加であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 479,690千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 97,303$ 千円 現金及び現金同等物 <u>382,387千円</u>	※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 390,005千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 97,326$ 千円 現金及び現金同等物 <u>292,679千円</u>	※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 現金及び預金勘定 474,658千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 97,307$ 千円 現金及び現金同等物 <u>377,350千円</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)
該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)
該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
該当事項はありません。

(有価証券関係)

前中間会計期間末 (平成17年12月31日)

1 時価評価されていない有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	10,680
マネー・マネジメント・ファンド (MMF)	10,013
計	20,693

当中間会計期間末 (平成18年12月31日)

1 時価評価されていない有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	1,000
マネー・マネジメント・ファンド (MMF)	10,026
計	11,026

前事業年度末 (平成18年6月30日)

1 時価評価されていない有価証券

種類	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式 (注)	1,000
マネー・マネジメント・ファンド (MMF)	10,015
計	11,015

(注) 当事業年度において、非上場株式について、社内規定に基づき実質価額が取得原価の50%以上下落したため29,320千円の減損処理を行っており、「貸借対照表計上額」欄には、減損処理後の金額を記載しております。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

当社はデリバティブ取引をまったく行っておりませんので、該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

当社はデリバティブ取引をまったく行っておりませんので、該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

当社はデリバティブ取引をまったく行っておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

前事業年度(自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年6月期 ストック・オプション	平成16年6月期 ストック・オプション	平成17年6月期 ストック・オプション
決議年月日	平成14年8月22日	平成15年9月18日	平成16年9月22日
付与対象者の区分別人数 (注)1	取締役 5名 監査役 2名 従業員 19名 その他 5名	取締役 5名 監査役 3名 従業員 25名 その他 5名	取締役 4名 監査役 2名 従業員 23名 その他 3名
株式の種類及び付与数 (注)2	普通株式 424株	普通株式 850株	普通株式 150株
付与日	平成14年8月22日	平成15年12月5日	平成16年10月1日
権利確定条件	(注3)	(注3)	(注3)
対象勤務期間	(注4)	(注4)	(注4)
権利行使期間	平成16年9月1日 平成21年8月31日	平成16年1月1日 平成22年9月17日	平成18年10月1日 平成23年9月30日
	平成18年6月期 ストック・オプション		
決議年月日	平成17年9月22日		
付与対象者の区分別人数 (注)1	取締役 4名 監査役 3名 従業員 27名 その他 2名		
株式の種類及び付与数 (注)2	普通株式 62株		
付与日	平成17年10月18日		
権利確定条件	(注3)		
対象勤務期間	(注4)		
権利行使期間	平成19年10月18日 平成24年9月30日		

(注) 1 その他は、当社と請負業務契約を締結している契約インストラクターであります。

2 株式数に換算して記載しておりません。

3 権利確定条件は付されておりません。

4 対象勤務期間の定めはありません。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成15年6月期 ストック・オプション	平成16年6月期 ストック・オプション	平成17年6月期 ストック・オプション
決議年月日	平成14年8月22日	平成15年9月18日	平成16年9月22日
権利確定前 (株)			
前期末残	—	—	121
付与	—	—	—
失効	—	—	13
権利確定	—	—	—
当期末残	—	—	108
権利確定後 (株)			
前期末残	241	749	—
失効	7	13	—
権利行使	51	28	—
権利確定	—	—	—
当期末残	183	708	—

	平成18年6月期 ストック・オプション
決議年月日	平成17年9月22日
権利確定前 (株)	
前期末残	—
付与	62
失効	9
権利確定	—
当期末残	53
権利確定後 (株)	
前期末残	—
失効	—
権利行使	—
権利確定	—
当期末残	—

② 単価情報

	平成15年6月期 ストック・オプション	平成16年6月期 ストック・オプション	平成17年6月期 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	200,000	190,000	277,750
行使時平均株価 (円)	332,456	324,715	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—	—	—

	平成18年6月期 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	381,250
行使時平均株価 (円)	—
公正な評価単価 (付与日) (円)	—

(自社株式オプション及び自社の株式を対価とする取引関係)
該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)

該当事項はありません。

当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)

該当事項はありません。

前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
1株当たり純資産額	94,363円10銭	88,735円17銭	90,574円55銭
1株当たり中間(当期)純損失	4,255円35銭	1,839円37銭	8,149円39銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益	潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失であるため記載していません。	同左	潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であるため記載していません。

(注) 1株当たり中間(当期)純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)	前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)
中間(当期)純損失	28,950千円	12,586千円	55,595千円
普通株主に帰属しない金額	—		
普通株式に係る中間(当期)純損失	28,950千円	12,586千円	55,595千円
普通株式の期中平均株式数	6,803株	6,843株	6,822株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 (新株予約権の数1,093個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数1,047 個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権4種類 (新株予約権の数1,052 個) これらの詳細は、「第4提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成17年7月1日 至 平成17年12月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成18年7月1日 至 平成18年12月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成17年7月1日 至 平成18年6月30日)</p>
<p>1 ストックオプション（新株予約権）の権利行使について 決算期後において、ストックオプション（新株予約権）の権利行使が行われ、発行済株式総数（普通株式）は、6株増加して6,842株となり、資本金は590千円増加し346,772千円に、資本準備金は590千円増加し296,009千円となりました。</p>	<p>平成19年2月28日開催の取締役会において、株式交換により株式会社翔泳社プラスを完全子会社とすることを決議し、同日株式交換契約を締結いたしました。</p> <p>1. 株式交換の概要 (1) 株式交換の目的 (株)翔泳社プラスは、ITエンジニア向け人材紹介、派遣業務及び書籍連動型のE-Learning（独習ゼミ）を営んでおります。一方当社は、同じくITを中心とした資格取得のための学習ソフトウェア「iStudyシリーズ」の製造・販売及び日本オラクル(株)、日本アイ・ビー・エム(株)の認定研修事業を営んでおり、IT技術者の育成に注力しております。(株)翔泳社プラスを完全子会社とすることで両社が保有する経営資源を活用でき、ITエンジニアのビジネス追及と成長モデル実現に向けて大きなシナジー効果を発揮させることを目的としております。</p> <p>(2) 株式交換の日 平成19年7月1日（予定）</p> <p>(3) 株式交換比率 (株)翔泳社プラス1株に対して(株)システム・テクノロジー・アイ13株を割り当て交付する。</p> <p>(4) 株式交換により発行する新株式数等 普通株式 6,500株（予定）</p> <p>(5) 株式会社翔泳社プラスの概要 代表者：代表取締役 佐々木幹夫 資本金：17百万円 住 所：東京都新宿区舟町5 主な事業内容： 有料職業紹介事業、 一般労働者派遣事業 売上高：173百万円 (平成18年3月実績) 当期純利益：△3百万円 (平成18年3月実績) 純資産：15百万円 (平成18年3月実績) 総資産：61百万円 (平成18年3月実績)</p>	<p>—————</p>

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | | |
|-----|---------------------|----------------|-----------------------------|---------------------------|
| (1) | 有価証券報告書
及びその添付書類 | 事業年度
(第10期) | 自 平成17年7月1日
至 平成18年6月30日 | 平成18年9月25日
関東財務局長に提出。 |
| (2) | 有価証券報告書の
訂正報告書 | 事業年度
(第9期) | 自 平成16年7月1日
至 平成17年6月30日 | 平成18年8月1日
関東財務局長に提出。 |
| (3) | 臨時報告書 | | 主要株主の異動に係る臨時報告書であります。 | 平成18年11月22日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年3月17日

株式会社 システム・テクノロジー・アイ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 山本和夫 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石川純夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社システム・テクノロジー・アイの平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第10期事業年度の中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社システム・テクノロジー・アイの平成17年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成17年7月1日から平成17年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年3月16日

株式会社 システム・テクノロジー・アイ
取締役会 御中

新日本監査法人

指定社員 公認会計士 杉山義勝 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 石川純夫 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社システム・テクノロジー・アイの平成18年7月1日から平成19年6月30日までの第11期事業年度の中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社システム・テクノロジー・アイの平成18年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年7月1日から平成18年12月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成19年2月28日開催の取締役会において、平成19年7月1日（予定）を株式交換の日として、株式交換により株式会社翔泳社プラスを完全子会社とすることを決議し、同日株式交換契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。